

第1 施設概要

（有明アリーナ外観）

1 住所

東京都江東区有明一丁目11番1号

2 敷地面積

約36,576 m²

3 構造・規模

(1) 延べ床面積：約47,200 m²

(2) 高さ・階数：約37m、地上5階

(3) 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造、屋根免震

(4) 座席数：約15,000席（仮設席等含む）

(5) メインアリーナ（床面：コンクリート土間に必要に応じて木製置床等を設置）

① 天井高さ：約22m

② 面積：約4,100 m²

③ 最大コート設置数：バレーボール4面、バスケットボール3面など

(6) サブアリーナ（床面：木製フローリング）

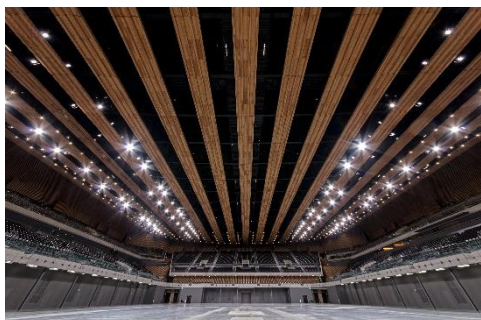
① 天井高さ：約13m

② 面積：約1,400 m²

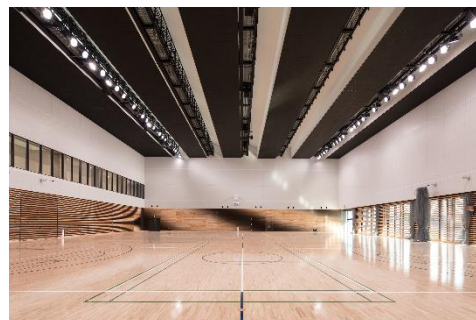
③ 最大コート設置数：バレーボール2面、バスケットボール2面など



（メインアリーナ内観）



（サブアリーナ内観）



第2 事業概要

有明アリーナ（以下「本施設」という。）が、国際大会などの質の高いスポーツ観戦機会を提供してスポーツムーブメントを創出するとともに、コンサート等のイベント開催による文化の発信により、東京の新たなスポーツ・文化の拠点となるよう、東京都は有明アリーナ管理運営事業を、民間と行政とのパートナーシップの下で効率的・効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業として実施する。

1 事業内容

(1) 準備期間（令和元年7月から令和元年12月まで）

公共施設等運営権実施契約締結日から本施設引渡し日の前日まで

- ① 統括管理業務
- ② 開業準備業務

(2) 維持管理期間（令和元年12月から令和4年5月まで）

本施設引渡し日から運営開始予定日の前日まで

- ① 統括管理業務
- ② 開業準備業務

なお、維持管理期間の維持管理業務については、運営権者と都の間で必要な協議・契約手続を経た上、別途年度毎に締結する。維持管理業務に係る費用は当該別契約に基づき、都が運営権者へ支払うものとし、運営権者は都が示す業務内容（仕様書等）に従い、業務を実施する。

(3) 運営期間（令和4年6月から令和29年3月まで）

運営開始予定日から運営権の存続期間終了日まで

- ① 統括管理業務
- ② 運営業務
- ③ 維持管理業務

業務に当たっては、効率的な運営、創意工夫、積極的なプロモーション活動等により、収益性の確保に努める。

2 運営権者

株式会社東京有明アリーナ

第3 運営権者の報告に基づく事業実績（令和4年度）

1 対象となる事業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 運営権者の業務の主な実施状況

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い東京2020大会の開催が1年延期となった影響により、運営開始も1年延期されたため、令和4年度は下記の期間において業務を実施

- ・維持管理期間（令和4年4月1日から5月31日まで）統括管理業務、開業準備業務
- ・運営期間（令和4年6月1日から令和5年3月31日まで）統括管理業務、運営業務、維持管理業務

(1) 統括管理業務（維持管理期間・運営期間）

① マネジメント業務

- ・事業評価責任者、監査役会等によるチェック体制を構築し、法令の適合確認を行った。
- ・運営権者内の各種会議体や都との打合せを定期的実施し、情報共有や業務調整を行った。

② 総務・経理業務

- ・要求水準の内容に従い、財務書類等を提出した。

③ 事業評価業務

- ・実施契約や要求水準書等に従い、本事業を履行しているかセルフモニタリングを実施した。
- ・令和5年1月から、ホームページ上でサービスに対するアンケートを開始し、評価の収集を行い、対応を行った。

(2) 開業準備業務（維持管理期間）

① 広報・誘致・予約管理業務

- ・開業告知として、有明アリーナブランドムービー・ポスター「夜明けろ」を作成し、YouTubeでの放映や国際展示場駅への駅貼りなど周辺駅を含めた広報を実施した。

（開業告知「夜明けろ」のポスター）



- ・8月20日から26日までのオープニングシリーズを始め、各種利用者を誘致した。
- ・スポーツ団体やアーティストなど各種利用者に対し、内覧会等の営業活動を実施した。

② 利用規則の策定業務

- ・令和3年度に策定したメインアリーナ、サブアリーナの利用規則に加え、ジムの利用規則を策定し、ホームページに公表した。

③ 職員研修業務

- ・開業に合わせて、従業員へ障がい者研修等の業務に必要な研修を実施した。

(3) 運營業務（運営期間）

① 施設の提供・利用料金徴収業務

- ・メインアリーナは8月20日より、サブアリーナは9月1日より供用を開始した。
- ・メインアリーナでは、施設利用の1か月前までに利用者との間で利用について詳細打ち合わせを実施し、初回の打ち合わせで利用案内を基に施設利用方法や原状回復を前提とした注意事項を説明し、円滑な施設利用ができるよう対応した。
- ・サブアリーナにはスマートレジを導入し、多様な決済システムを実施することで、利用者の利便性の向上に努めた。
- ・備品台帳に基づき、貸出時において、状況を確認・記録に残す対応を実施した。
- ・メインアリーナ及びサブアリーナの利用実績は「利用実績概要」のとおり。
- ・「チャレスポ! TOKYO」や「都民開放 DAY」を実施し、都民が気軽に利用できる日を設けた。
- ・「車いすバスケット体験教室」を定期的で開催し、パラスポーツの振興に努めた。

(オープニングシリーズの様子①)



(オープニングシリーズの様子②)



(チャレスポ! TOKYOの様子)



(車いすバスケット体験教室の様子)



1 メインアリーナの利用実績概要

(1) 催事日数

区分	件数	日数
スポーツ利用	10件	20日
コンサート・ショー	30件	130日
式典・集会・展示会等	2件	5日

※令和4年8月以降の実績、日数は準備日を含む

(2) 主要な催事

令和4年8月	オープニングシリーズ① (perfume)
〃	オープニングシリーズ② (東京パラリンピック1周年記念イベント)
〃	オープニングシリーズ③ (Billie Eilish)
〃10月	チャレスポ! TOKYO
〃	東京ユナイテッドバスケットボールクラブ (TUBC) 開幕戦
〃11月	Historic X-over (新日本プロレス×STARDOM)
〃12月	全日本学生競技ダンス選手権大会
〃	世界バンタム級 4団体王座統一戦 (ボクシング)
令和5年3月	Cygames presents RISE ELDORADO 2023 (格闘技)

※その他、国内外主要アーティストによる催事を多数実施

(3) 稼働率

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
76.2%	50.0%	58.1%	83.3%	93.3%	48.3%	82.1%	61.3%	68.3%

※催事の準備日・キャンセル日を含む

(4) 総括

- ・令和4年度のメインアリーナは土日祝の音楽興行を中心に、施設の稼働率を維持した。また、少数ながら展示会等の利用実績もあり、多種多様な利用方法を確認することができた。一方、スポーツ利用は年間20日(要求水準:37日 ※年60日の日割)となり、要求水準を満たせなかった。
- ・上記については、新型コロナウイルス感染症の拡大前と比較して、現地観戦者の縮小や都内で開催される国際大会等の大規模スポーツ大会の減少に伴うアリーナ施設利用者の縮小に加え、開業前に実施した各種工事の工期の影響もあり、利用者との十分な下見期間等を確保することができなかったことを要因と考えている。
- ・スポーツ利用日については、要求水準書に基づき、今後は、年間スポーツ利用日数60日以上を達成するとともに、今年度の未達成日数については、令和7年度までの4年間の平均で達成することとしたいと考えている。引き続き要求水準を満たすよう予約管理、誘致活動を進める。

2 サブアリーナの利用実績概要

(1) 催事日数

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
営業日数	30日	31日	29日	31日	30日	28日	31日	210日
スポーツ利用	15日	21日	20日	12日	25日	15日	14日	122日
興行物販	10日	7日	7日	17日	5日	12日	8日	63日
式典・集会・展示会等	0日	0日	1日	1日	0日	0日	1日	3日
スポーツ利用割合	50.0%	67.7%	69.0%	38.7%	83.3%	53.6%	45.2%	58.1%

(2) 主要な利用方法

スポーツ利用	①バスケットボール利用 ②車いすバスケ体験教室【自主事業】 ③都民開放 DAY 等
興行物販	メインアリーナとの一体利用
式典・集会・展示会等	スポーツセミナー 等

(3) 稼働率

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
83.3%	90.3%	96.6%	96.8%	100.0%	96.4%	100.0%	94.8%

※キャンセル日を含む

(4) 総括

- ・令和4年度のサブアリーナはスポーツ利用を中心としつつ、メインアリーナと一体となった物販販売や展示会利用など様々な利用方法で高い稼働率を維持した。
- ・スポーツ利用の割合は年間58.1%であり、要求水準の50%を満たした。
- ・令和5年度以降もスポーツ利用の要求水準を満たす見込みであり、幅広い年代が利用できるよう都民開放 DAY 等を通じて認知度の向上に資する取組を実施する。

3 来館者数（概数）

（単位：人）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
48,000	108,000	46,900	87,600	159,500	79,800	102,700	105,600	738,100

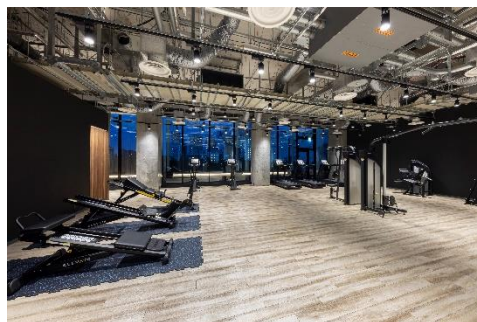
※メインアリーナ・サブアリーナの合計数

※来館者数は主催者からの報告に基づく

② ジム・スタジオ等運営業務

- ・9月1日に開業し、年間約1,200人が来場した。
- ・自主事業やスタジオ機能として様々なコンテンツを提供することに加え、利用者の意見を踏まえ、トレーニング器具を追加するなどより選ばれやすいジムとなるよう努めた。

(ジム・スタジオ)



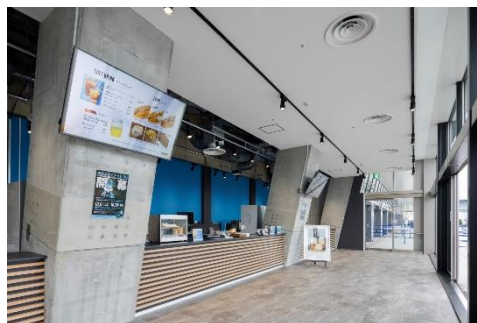
③ 付帯施設運営業務

- ・本施設の利便性・魅力度の向上のために、レストラン、カフェ、売店、自動販売機を設置し、運営を行った。
- ・ホームページ上に問合せ機能やフロアガイド、VRコンテンツを整備した。また、来館者の円滑な誘導のため、案内サインを改修した。
- ・東京2020大会を記念して1Fサブアリーナ受付横にマスコット像とアーカイブポスターを展示した。

(レストラン)



(カフェ)



(売店)

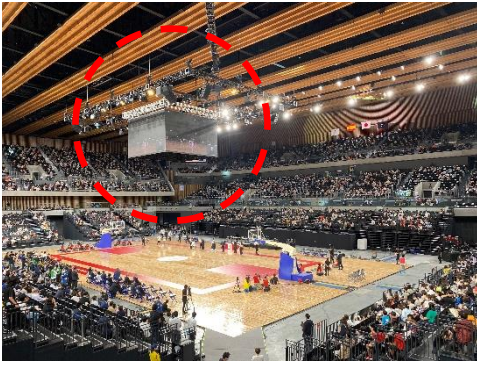


(アーカイブ資産の展示)



- ④ 駐車場管理営業務
- ・ 駐車スペースを主催者用（西側）とサブアリーナ・レストラン・スポーツジム来場者用（南側）にゾーニングして運用した。
 - ・ 防災センターにて常時監視しているほか、西側・南側ともに使用時間中は警備員を配置し、利用車両の渋滞が生じないよう誘導案内を実施した。
- ⑤ 交流広場管理業務
- ・ 東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づき、株式会社東京有明アリーナをまちづくり団体へ登録した。
 - ・ 公開空地（北側・東側）内で実施するキッチンカーや物販販売について、毎月の公開空地利用計画の確認を受けたうえで実施した。
- ⑥ 安全管理・防災・緊急事態等対応業務
- ・ 統括管理責任者等の休日・夜間も含めた、現場との緊急連絡体制を整備した。
 - ・ 自衛消防隊編成表及び主催者を含めた緊急連絡体制表のフォーマットを準備し、催事毎に必要な連絡体制を明確化する対応を実施した。
 - ・ 約3分以内に駆け付けが可能なよう AED を事務室、館内へ完備した。
 - ・ 都と一時滞在施設の指定に係る協定を締結し、防災マニュアルや安否確認体制を構築し、一時滞在受け入れが可能なよう防災備蓄品の管理等を実施した。
 - ・ 消防訓練を年2回実施し、不測の事態に備えた。
- ⑦ 行政・周辺施設との連携業務
- ・ 武蔵野大学と「ご当地ゆるスポーツ」を開発し、メインアリーナで実施した。
 - ・ 本施設の実行催事との連携や災害時の使用等を想定し、隣接する有明親水海浜公園内に栈橋を設置した。
- ⑧ 近隣対応業務
- ・ 地域住民との連絡体制を構築し、事前に翌月のイベント情報を提供するとともに、意見交換を実施した。
 - ・ 地域住民及び意見対応窓口は館長に集約化する体制を構築した。
 - ・ 地域住民からの人流、交通に関する意見に対して、館、主催者、関係機関と連携し、対応を行った。
- ⑨ 運営権者による追加投資
- ・ 開業時の初期投資として、サービス向上、収益性の改善・確保に資するため、ビジョン・サインエージの設置やVIPルーム・レストラン・カフェ・売店・ジム、館内サイン改修などを実施し、より多くの利用者にも選ばれるアリーナに向けた投資を実施した。

(センターハングビジョン)



(館内サイン改修)



(4) 維持管理業務（運営期間）

① 建築物保守管理業務

- ・自動ドア、シャッター、免震装置、駐車場管制設備の保守点検を行い、正常な状態を保った。

② 建築設備保守管理業務

- ・電気主任技術者や危険物取扱者等の資格を有する設備員を複数配置し、24 時間体制で運転監視・日常巡視点検を実施した。
- ・不具合の発生時は防災センター内の中央監視装置の警報が発生し、設備員が当該箇所の初期対応を実施した。令和4年度は不具合発生によるイベントへの影響は生じていない。
- ・電気設備の点検・保守について、保安規定に基づき、電気主任技術者により変電設備や発電設備等、要求水準書に定める保守点検を行い、正常な状態を保った。また、11月に年1回の停電検査をイベントに影響のない日程で実施し、電気設備の正常な状態を確認した。
- ・機械設備の点検・保守について、空調設備点検やそれに伴うフィルター清掃・交換作業を実施し、館内の適切な温度管理を実施した。また、給温水器、排水器点検等を実施し、館内の給排水設備の衛生状況を正常な状態を保った。

③ 外構施設保守管理業務

- ・外構部の植栽・壁面緑化の剪定、施肥、芝刈り、枯れ予防等を実施し、施設の美観にも注意しつつ、利用者が安全かつ快適に使用できるよう管理を行った。

④ 清掃業務

- ・トイレなどの水回りやゴミ回収など衛生面に係る清掃業務は原則毎日実施し、施設を清潔な状態を保った。
- ・床面やドアなど来館者に起因する汚れには、自動洗浄清掃ロボット（除塵用及び洗浄用）も活用し、2週間から1か月周期で清掃を行い、施設を清潔な状態を保った。
- ・エントランス、公開空地、駐車場など供用部分の巡回清掃（拾い掃き）を週2回実施し、見た目にも心地よい状態を維持した。
- ・防虫防鼠対策として、館内での薬剤対策を行い、月1回の生息調査・点検の中で内容を把握し、必要な害虫駆除等を行った。

⑤ 環境衛生管理業務

- ・維持管理統括責任者を建築物環境衛生管理技術者として設置した。
- ・法令に基づき、館内空気環境測定や水質検査・除菌対応を実施し、館内の衛生環境を正常な状態に保った。

⑥ 備品保守管理業務

- ・備品台帳を整備し、バーコードを利用した備品管理を行った。
- ・令和4年度中に都が整備した備品の破損、不足等は生じておらず、確実な管理を行った。
- ・仮設の木製床の管理に当たっては、木床の管理に必要な温度・湿度を常に維持し、確実に利用者に貸し出せる状態にした。

⑦ 警備業務

- ・警備隊長を防火管理者に選任した。
- ・防災センターにおいて、関係者の入館状況を作業届を用いて管理を行うとともに、催事の際は施設内外の監視カメラと巡回警備を実施し、施設を安心して利用できるようにした。
- ・防災センターにおいて24時間定位置警備を行い、入館状況や催時の逸失物管理・返還等を実施した。また、電話対応も24時間対応し、各種問合せに対応した。
- ・館内、外構部を24時間体制で巡回するとともに、監視カメラを活用し、警戒を行った。
- ・交差点、車両入口など催事に応じて必要な巡回警備を行い、来館者の円滑な利用に努めた。

⑧ 修繕業務

- ・令和4年度は日常修繕の実績はないが、設備等の保守・点検時に手直し等の簡易な修繕を行い、施設の正常な状態を保った。

⑨ その他の業務

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、都の「都立スポーツ施設等の感染拡大防止の取組について」に基づいた対応を主催者に徹底させるとともに、来場者・関係者の検温・手指消毒を実施し、感染予防対策を徹底した。

第4 事業評価の実施

運営権者による適正かつ確実なサービスの提供がなされているかをモニタリングにより確認し、都が評価した。

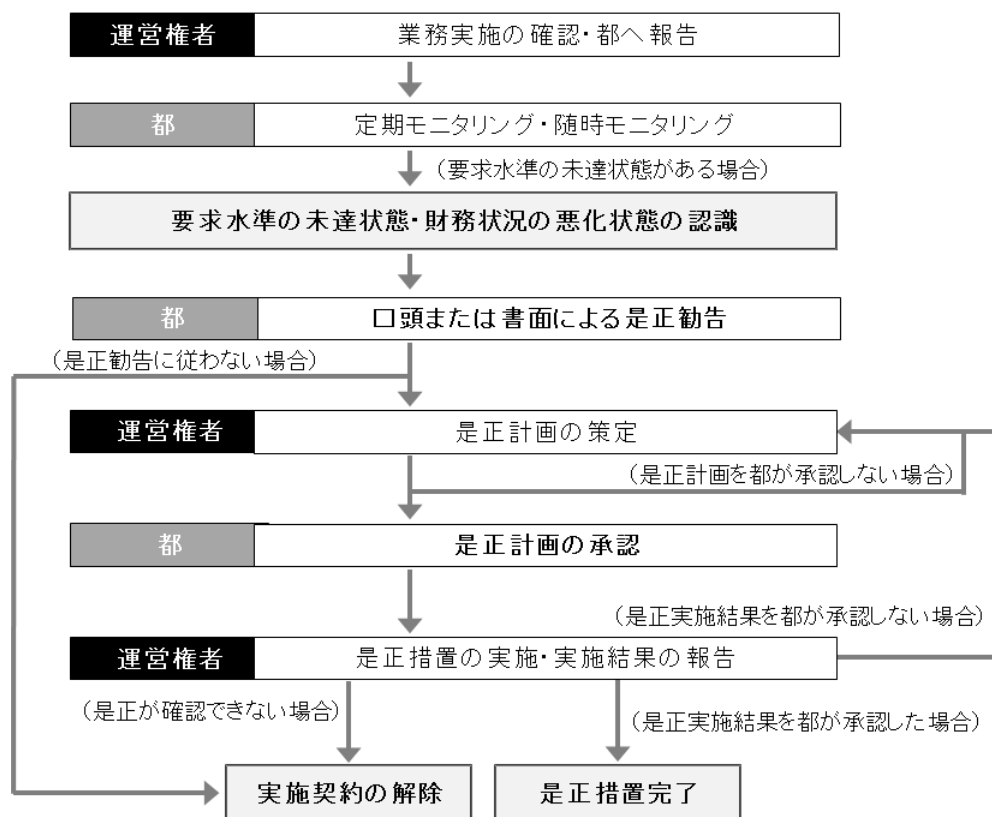
1 根拠

- PFI 法
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針
(平成 30 年 10 月 23 日閣議決定)

2 実施手順

- ① 運営権者は業務計画書や実施契約等に従い本事業を履行しているかセルフモニタリングを実施
- ② 都は運営権者によるセルフモニタリングの結果及び財務書類を基に、都の示した要求水準を満たしているか、財務状況が悪化していないか、業務実施状況の確認を実施
- ③ 都は、第三者による専門的な見地からの意見を聴くため、法務、会計、PFI/公共施設等運営権方式、スポーツ、文化・エンターテインメントの5分野の専門家からなる「有明アリーナ管理運営事業モニタリング委員会」において、業務実施状況について意見を聴取
- ④ モニタリング委員会での意見を踏まえて、モニタリング結果を事業評価としてとりまとめ

(モニタリング及び是正措置の流れ)



3 事業評価の結果

(1) 統括管理業務

マネジメント業務、総務・経理業務について、要求水準書の内容に従い、法令の適合確認、各種会議体での個別業務の情報共有や業務調整が実施されており、問題は認められない。

事業評価業務について、ホームページ上で随時アンケートを募集し、来館者からのサービスに対する評価を収集している。アンケートのほか来館者から直接寄せられる意見についても、対応を行っているが、引き続き利用者サービス向上に取り組む必要がある。

(2) 開業準備業務

広報業務について、昨年度は施設の開業に際して、ブランドムービー・ポスターを作成し、開業PR及びイベント情報などの提供を実施している。

催事等に関する誘致業務について、オープニングイベントを始め、アーティスト、スポーツ団体など各種ステークホルダーと内覧会等の調整を行い、施設の利用促進を行っている。

職員研修業務について、業務実施に必要となる各種研修を実施している。

(3) 運營業務

施設の提供業務について、施設利用者に対して利用方法や注意事項を説明し、利用終了後も施設の破損等の確認を行い、施設の提供を行っている。

メインアリーナは土日祝を中心に稼働し、一定の利用数を確保しているが、初年度に必要な年間スポーツ利用日数（37日）を達成できていない。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大前と比較して、都内での大規模スポーツ大会の開催数が減少傾向であったが、大会の誘致に向けた営業活動や予約管理を進めるなどの工夫が必要であった。運営権者からは、要求水準書に基づき、今後は、年間スポーツ利用日数60日以上を達成するとともに、今年度の未達成日数については、令和7年度までの4年間の平均で達成するとの申し出があった。

要求水準の達成に向けては、早期から関係団体へ働きかけを行うなど、必要なスポーツ利用日数を確実に達成するよう取組を徹底すべきである。

サブアリーナはスポーツ利用を中心としつつ、メインアリーナと一体となった物販販売や展示会利用など様々な利用方法で高い稼働率を維持しており、引き続き都民のスポーツ利用の場としての役割が期待される。

ジム・スタジオ運營業務について、自主事業・スタジオ機能の企画、トレーニング器具の追加など、利便性を高め、利用者増加に向けた取組を行っているとの認められるが、引き続き都民のスポーツ利用の場として活用されるよう情報発信に取り組む必要がある。

付帯施設運營業務について、必要な営業許可を得たうえで、各種店舗や自動販売機を設置し、来館者の利便性の向上に資するものと認められる。また、VRコンテンツを整備し、ホームページ上での情報提供を行うことに加え、施設来館後の円滑な誘導を目的としたサイン改修を実施し、施設案内に係る各種対応を実施していると認められる。

駐車場運營業務について、利用者が円滑に使用できるよう防災センターにおける常時監視や警

備員による誘導等必要な対策を行っている」と認められる。

安全管理・防災・緊急事態等対応業務について、連絡体制の構築、AEDの館内配備、一時滞在施設の受け入れ準備など、緊急事態発生時の備えを行っている」と認められる。

近隣対応業務について、寄せられた意見に対応するとともに、地域住民との連絡体制を構築し、その対応結果を共有するなど必要な意見交換を行っている。引き続きイベント開催時の周辺混雑について意見を収集し、地域住民への丁寧な対応が求められる。

(4) 維持管理業務

建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、環境衛生管理業務について、要求水準書の内容に従い、利用者、来館者が安全かつ快適に利用できるよう保守・点検を適切に行い、植栽や壁面緑化の美化など快適な環境を提供しており、問題は認められない。

清掃業務について、水回りやゴミ回収など衛生面に係る清掃は日常的に実施し、催事に伴う床面の汚れ等は定期的実施することで、施設を快適な空間に保っている。また、防虫防鼠対応など目に見えにくい箇所についても定期的に対応し、良好な環境衛生を保っていると認められる。

警備業務について、定位置警備、巡回警備、電話対応を24時間体制で実施し、催事開催時は、隣接する交差点への巡回警備を含め来館者の誘導整理を行うなど、施設を安全に利用できる警備を実施していると認められる。

(5) 財務状況

令和4年度は開業準備を経て、メインアリーナは8月20日から供用を開始した。主要な売上高であるメインアリーナの供用期間は約7か月であるが、維持管理費用等の固定費を要しており、当初予定通り税引前当期純損失が発生したが、メインアリーナを中心に売上の伸ばしており、純資産及び現預金水準も勘案し、財務状況が悪化しているとは認められない。

なお、公共施設等運営権対価については、予定通り都に納付されている。

(6) 総合評価

令和4年度は、メインアリーナにおけるスポーツ利用日数を除き、要求水準の未達状態や財務状況の悪化は認められず、各種サービスの提供等は順調に行われている。

メインアリーナのスポーツ利用日数について、初年度に必要な年間スポーツ利用日数(37日)を達成できていない。本施設は、東京2020大会のレガシー施設であり、東京の新たなスポーツ・文化の拠点となる施設である。引き続き各種スポーツ団体へ働きかけ、既存利用者に加え、新規利用者を獲得するなど、今後は要求水準を確実に達成するよう取組を徹底すべきである。

また、運営に伴い寄せられる各種意見に対しては、引き続き主催者とも連携し、随時適切な対応を行う必要がある。

(参考) 運営権者の財務諸表

貸借対照表

令和 5年 3月31日 現在

株東京有明アリーナ

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	3,186,725,165	【流動負債】	2,138,496,851
現金及び預金	2,123,124,610	未払金	1,472,990,371
売掛金	112,816,398	未払法人税等	4,887,500
前払費用	13,275,028	前受金	609,389,550
未収消費税	937,509,129	短期リース債務	51,229,430
【固定資産】	8,363,166,587	【固定負債】	8,527,431,234
【有形固定資産】	870,679,015	長期未払金	7,968,212,000
建物	84,067,731	リース債務	559,219,234
建物附属設備	120,549,707	負債の部合計	10,665,928,085
構築物	87,426,765	純 資 産 の 部	
工具器具備品	131,558,213	【株主資本】	886,514,695
一括償却資産	1,023,092	資本金	1,500,000,000
リース資産	446,053,507	利益剰余金	-613,485,305
【無形固定資産】	7,413,568,683	その他利益剰余金	-613,485,305
施設運営権	7,407,049,349	繰越利益剰余金	-613,485,305
ソフトウェア	6,519,334		
【投資その他の資産】	78,918,889	純資産の部合計	886,514,695
差入保証金	38,500,000		
長期前払費用	40,418,889		
【繰延資産】	2,551,028		
創立費	2,551,028	負債及び純資産合計	11,552,442,780
資産の部合計	11,552,442,780		

損 益 計 算 書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月31日

株東京有明アリーナ

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
施設維持管理収入	34,800,581	
メインアリーナ売上高	1,201,856,503	
サブアリーナ売上高	7,845,535	
飲食事業等売上	18,640,467	
スポーツジム売上高	609,500	
売上高合計		1,263,752,586
【売上原価】		
当期製品製造原価	120,524,525	
合計	120,524,525	
製品売上原価		120,524,525
売上原価		120,524,525
売上総利益金額		1,143,228,061
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		1,398,756,846
営業損失金額		255,528,785
【営業外収益】		
受取利息	15,734	
雑収入	9,043,838	
営業外収益合計		9,059,572
【営業外費用】		
支払利息	75,637,512	
繰延資産償却	2,186,568	
営業外費用合計		77,824,080
経常損失金額		324,293,293
税引前当期純損失金額		324,293,293
法人税、住民税及び事業税		950,000
当期純損失金額		325,243,293

キャッシュ・フロー計算書

自令和4年04月01日 至令和5年03月31日

(株)東京有明アリーナ		間接法 (単位：円)
項目	金額	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（損失）金額	-324,293,293	
減価償却費	412,476,187	
受取利息及び受取配当金	-15,734	
支払利息	75,637,512	
売上債権の増加（減少）額	-112,816,398	
その他資産の増加（減少）額	-43,812,930	
その他負債の減少（増加）額	1,544,629,060	
小計	1,551,804,404	
利息及び配当金の受取額	15,734	
利息の支払額	-75,637,512	
法人税等の支払額	-950,000	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,475,232,626	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-480,138,803	
無形固定資産の取得による支出	-263,175,523	
その他投資活動による支出	-700,000	
投資活動によるキャッシュ・フロー	-744,014,326	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務返済	-39,978,501	
株式の発行による収入		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-39,978,501	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		
V 現金及び現金同等物の増加額	691,239,799	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,431,884,811	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	2,123,124,610	

注記事項

重要な非資金取引の内容

当会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の金額はそれぞれ320,224千円となります。

監査報告書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査計画、監査の方針等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社東京有明アリーナ 監査役会

常勤監査役

飯田 尚一



監査役

蜂谷 吉成



監査役

岡元 重樹

